

平成 28 年度 豊門公園修景基本設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 豊門公園の概要

豊門公園は小山町藤曲の小高い丘の上であり、正面に霊峰富士を仰ぎ、周囲には近く迫る丹沢・金時の山々を見渡せることができ、鮎沢川を中心とした、町の発展の歴史を望むことができる。

この公園は、わが町の近代化の礎を築いた富士紡績(株)が、優れた景勝の地を特に選び、地域住民及び従業員の教育、保健、修養などの場を提供することを目的に、大正15年(1924)に、当時の町や町民の協力のもと会館・宿舎及び庭園を整備したものである。

庭園の歩道の整備や樹木、泉、石等の配置については東京市の公園課長(技師)井下清から設計の指示を受けている。

### (1) 整備経緯

年 度	内 容
16 年度	富士紡績(株)から本公園用地を取得 (3 月)
17 年度	豊門公園検討委員会から「豊門公園整備基本方針」報告 (2 月)
	公園整備基本計画策定 (3 月)
	登録有形文化財に登録 (11 月 10 日) 豊門会館の和館、豊門会館の洋館、西洋館(青年訓練学校)、正門、噴水泉、 和田君遺恵碑の 6 建造物
19 年度	豊門公園整備実施設計
20~21 年度	豊門公園整備工事

### (2) 現状

・「豊門公園整備基本方針」に示された公園のテーマは「めぐまれた景観と近代遺産にふれられる公園」であり、平成 20~21 年度に「緑豊かな地域住民の憩いの公園」として整備しているため、今回は「近代遺産にふれられる公園」について充実させることとした。

・公園内に立地する豊門会館及び西洋館の経年劣化が目につくようになっており、耐震性の向上を含めた大規模修繕が必要になっている。

### (3) 修景の方針

・本公園は単なる公園ではなく、和田豊治翁をはじめとする、殖産興業により日本の近代化をリードした財界人らを顕彰した場所であり、歴史を振り返るうえで重要な地である。そのことを今一度明らかにするよう修景する。

・豊門会館及び西洋館の修繕後は使用することを前提とし、また、建物と庭を一体的に活用すること検討している。

※「豊門公園整備基本方針」については“小山町HP 小山町トップ/新着情報/豊門公園修景基本設計業務委託公募型プロポーザル資料”を参照のこと。

豊門会館など富士紡績関連資料は、“小山町HP/小山町観光情報トップ/観光スポット/文化財/森村橋、豊門会館など富士紡績関連資料”にある資料を参照のこと。

## 2 目的

1を踏まえた公園の修景には、公園設計業務を行う基本的な能力の他に、歴史的文化財、ランドスケープ、建物との一体的使用など多角的視点からのデザイン力が求められる。

このため、業務のデザイン・アイディア等の提案を受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 3 業務委託者

- (1) 業務委託者： 小山町長 込山正秀
- (2) 担当課： 小山町役場 経済建設部 都市整備課  
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲57-2  
電話 0550-76-6104 FAX 0550-76-2795  
電子メール [toshi@fuji-oyama.jp](mailto:toshi@fuji-oyama.jp)

## 4 委託業務

- (1) 業務名 平成28年度 豊門公園修景基本設計業務委託
- (2) 業務内容
- ア 調査
- ・現地調査、資料調査
- イ 計画
- ・豊門公園の小山地区におけるまちづくり上の位置づけ等の整理
  - ・管理・運営、建物の利活用計画
- ウ 修景基本設計
- ・「豊門公園整備基本方針」に基づく本修景計画のコンセプト整理
  - ・庭園設計(現在の公園との重ね図も要)
  - ・6つの登録文化財の個々案内板(古写真も活用)、サイン等
  - ・各種設備の検討(維持・管理方法、コスト比較、省エネ考慮、自動管理システム等)
  - ・日比谷平左衛門立像の復元
- エ 概算工事費の積算
- オ 全事業の工程計画
- カ 豊門公園修景検討委員会の運営
- ・委員会は小山町文化財保護審議会委員、学識経験者等数名で構成し、3回まで開催
- キ CGパース等
- ・完成をイメージできるもの
- (3) 委託期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月21日まで
- (4) 委託契約限度額  
委託契約額は4,600,000円(消費税及び地方消費税抜き)を限度とする。

- (5) 委託費の支払い方法委託契約業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、委託費を支払う。

## 5 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当する者でないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を都道府県知事から受けていること。
- (3) 本業務に関して次に掲げる技術者を配置できる者であること。
  - ・登録ランドスケープアーキテクト（RLA）ただし、公的な受賞経験があること
  - ・一級造園施工管理技士有資格者
- (4) 本業務を行う者に選定された場合、本業務を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、提案書関係書類を提出した時点において配置されていた全ての技術者が本業務の完了まで継続して本業務を行うことができる者であること。
- (5) 小山町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（指名除外を含む。）の措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、小山町から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 小山町暴力団排除条例（平成24年3月21日）第2条第1号から3号に規定する者ではないこと。
- (9) 連携協力企業等（参加するものと協力し、当該参加するものの責任の下に本業務の一部を(2)に求める技術者等を配し行うものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該協力企業等が(1)及び(5)から(8)までの条件を満たす者であること。

※なお、参加にあたって、連携協力企業等を加える事を可とし、当該連携協力企業等は複数の参加者の連携協力企業等となることを可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる業務内容を技術提案書に含めること。

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、業務の途中においても契約の解除を行う。

## 6 プロポーザルのスケジュール等

内 容	日 時 (平成 28 年)	提出方法等
募集開始	7 月 26 日(火)	
現場説明会 参加申込み	8 月 1 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1にて担当課にメール 1 社 3 名まで</li> <li>・町からの「参加申込み受理」のメールを確認すること</li> </ul>
現場説明会	8 月 3 日(水) 13:30 から	場所:豊門会館(小山町藤曲 142-7 豊門公園内)
参加表明書 等提出	8 月 10 日(水) 17:15 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先:担当課</li> <li>・提出方法:様式3～5を記入の上、持参または郵送</li> <li>・持参の場合は役場閉庁日を除き、8:30～17:15の間に提出する。また、郵送の場合は期限までに必着のこと。</li> </ul>
質疑受付	8 月 10 日(水) 17:15 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2にて担当課にメールすること。</li> <li>・町からの「質疑書受理」のメールを確認すること。</li> </ul>
質疑回答	8 月 17 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が参加資格者全員に質疑回答書をメールする。</li> <li>・「質疑回答書受理」のメールを町に返信すること。</li> </ul>
参加資格確 認結果通知 等	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が参加資格確認結果を参加表明者にメールする。</li> <li>・町がプロポーザル関係資料の提出を要請する。</li> <li>・上記書類受理のメールを町に返信すること。</li> </ul>
技術提案書 提出	9 月 1 日(木) 17:15 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出方法:様式6を記入の上、必要書類を添付し、持参または郵送とする。</li> <li>・持参の場合は役場閉庁日を除き、8:30～17:15の間に提出する。また、郵送の場合は期限までに必着のこと。</li> </ul>
プレゼンテーション・ ヒアリング実施	9 月 6 日(火) 13:30 から	・集合時間及び場所は、9 月 2 日(金)12 時まで、各提案者にメールにて通知する。
選定業者の 決定・伝達	9 月 7 日(水)	・各提案者に電子メールにて通知する。

## 7 技術提案書の内容

内 容	枚数・様式	部数
(1)業務方針	A3 版の場合	9 部
(2)設計コンセプト、修景方針の提案	4 枚以内	
・公園内に立地する 2 つの歴史的建物を引き立て、価値を高める	A4 版の場合	(6)は
・話題性のある公園となるようなランドスケープデザインの提案		
(3)管理・運営の提案	8 枚以内	1 部
・小山町のブランド力を高める公園整備・運営方法について	様式任意	
・公園管理の軽減方法について (各種設備の維持・管理等の検討、環境・省エネへの配慮、自動管理システム等)		((6)は指定様式)

(4)本業務の全体スケジュール計画（委員会の開催時を含む） (5)業務体制 総括責任者、各業務遂行技術者の配置 ※氏名、資格(例えば登録ランドスケープアーキテクト（RLA）一級 造園施工管理技士、一級建築士、技術士、RCCM等)及び実績 (6)経費の内訳(様式7及び内訳書) ※4,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）を限度とする。		
--	--	--

## 8 技術提案（プレゼンテーション）

- ・6者以上の提案があった場合には、提案書にて第1次評価を行い、5者を選定しプレゼンテーションを求める。
- ・1提案者当たりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。
- ・DVD等の機器を持ち込み使用する場合は、技術提案書提出の際に申し出ること。

## 9 審査

ア 審査は、小山町職員及び外部有識者によって構成する審査会委員の評価点をもとに、審査会で議論の上、契約候補者及び次候補者を選定する。

### イ 評価基準

評価項目	評価基準及び配点
企画評価	
1 提案の優劣	企画・内容が、実施要領に適合しているか。(60点)
実施体制	
1 過去実績	過去に類似案件を手掛けており、経験値の高さ、実行力があると判断できるか。(10点)
2 実現性	全体のスケジュール計画が、実現可能なものになっているか。(10点)
3 業務遂行体制	業務を遂行できる十分な実施体制（人員・組織）があるか。(20点)

### ウ 審査結果

審査結果は、全ての技術提案者に9月7日（水）に電子メールにて通知する。

## 10 契約の締結

9の審査により選定された契約候補者とは、後日、選定された提案書等に基づき業務委託契約の手続きを行う。

## 11 その他

- (1) 本技術提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各技術提案者の負担とする。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ・技術提案書の提出期間、提出先及び提出方法等に適合しないもの。
  - ・技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
  - ・本プロポーザルに関して審査会委員に直接、または間接を問わず接触があった者。
  - ・プレゼンテーションに出席しなかった者。
- (3) 提案書の取扱い
  - ・提出された書類等は返却しない。
  - ・提出期限後における技術提案書の提出、再提出及び差し替えは認めない。
  - ・提出された提案書等は、プロポーザルの特定を行う作業に必要な範囲において及び公開等の際に複製を作成する場合がある。
  - ・候補者選定後は協議の上、選定された技術提案の内容を契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
  - ・採用のコンセプトの著作権は小山町に帰属する。